



# 『胎内市人権尊重基本条例』を制定しました!

●問合せ 総務課人権啓発係 (内線 1315)

胎内市は、一人一人が自分らしく、お互いの人権を尊重し多様性を認め、差別や偏見のない人権が尊重される地域社会の実現に向けて取り組んでいきます。

## 条例の目的は

差別や偏見のない、人権が尊重される社会の実現を目的としています。

そのために、市と市民、事業所のみなさんはどういふ役割があるのか、その行動について定めています。

## 基本理念

全ての市民が、差別を受けることなく、お互いの人権を尊重し多様性を認め合うことを基本理念としています。



## 私たちは守ります

学校、家庭、地域、職場、インターネット上その他、あらゆる場面において、性別、障がい、被差別部落、国籍その他を理由として、不当な差別的取扱いをしません。

### 市民のみなさんは

一人一人が自分の身近な場での人権に目を向けよう。

私たち市民は、学校、家庭、地域、職場、インターネット上その他あらゆる場面において、お互いの人権を尊重し多様性を認め、一人一人の人権が尊重されるよう努めます。また、市の取組に協力します。

### 事業所のみなさんは

事業をする上での取組だけでなく、組織内での差別やハラスメントを無くそう。

私たち事業所は、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、事業活動に付随する人権侵害が生じないように配慮して良好な職場環境の保持に努めます。また、市の取組に協力します。

### 市は

基本理念に基づいて、人権施策を総合的に推進します。市民や事業所のみなさん、関係機関と連携を図ります。

#### 人権教育・啓発の推進

市は、市民がさまざまな人権課題について正しい理解を深め、自ら考え、見直し、行動する力を育んでいくために必要な人権教育や啓発に取り組みます。

#### 相談と救済

市は、さまざまな人権侵害に対して、市民一人一人が安心して気軽に相談ができ、適切な救済を受けられるように国、県、関係機関と連携し、相談の実施や情報提供など必要な支援を行います。

※この条例では、**市民**は、市内に居住・通勤・通学する人のことを指します。**事業所**は、市内で事業活動を行う個人や法人などの団体です。営利・非営利に関係なく、活動する団体すべてを含めます。